

令和7年第7回臨時会

# 湯前町議会議録

開会 令和7年7月23日

閉会 令和7年7月23日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和7年第7回臨時会

会 期 令和7年7月23日(水) 1日間

## 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
7	23	水	本会議	午後2時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

7 月 23 日 (水)



# 令和7年第7回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和7年7月23日  
午後2時00分開議  
湯前町議会議場

## 1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 3号	専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第5号））
日程第 4	議案第55号	物品購入契約の締結について
日程第 5	議案第56号	工事請負契約の変更について
日程第 6	議案第57号	令和7年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について
日程第 7		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

## 2. 応招議員

1番 田山幸平	2番 吉田精二
3番 西靖邦	4番 遠坂道太
5番 椎葉弘樹	6番 森山宏
7番 味岡恭	8番 倉本豊
9番 山下力	10番 金子光喜

## 3. 不応招議員

なし

## 4. 出席議員

応招議員に同じ

## 5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	副 町 長	清 藤 浩 文
教 育	長	栃 原 秀 明	総 務 課 長	西 村 洋 一
税 務 町 民 課	長	黒 木 博 行	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
建 設 水 道 課	長	高 木 堅 介	企 画 観 光 課 長	伊 藤 賢 一 郎
教 育 課	長	赤 池 寛 子	農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅 田 徹

開議 午後2時00分

-----○-----

**○議長（金子光喜君）** ただいまから、令和7年第7回湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（金子光喜君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、倉本議員、山下議員を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

**○議長（金子光喜君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 承認第3号 専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第5号））

**○議長（金子光喜君）** 日程第3、承認第3号、「専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第5号））」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 本日の臨時議会、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、承認第3号、専決処分承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度一般会計補正予算（第5号）を別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○総務課長（西村洋一君）** それでは、一般会計補正予算（第5号）を専決処分させていただきました件につきまして、ご説明をいたします。

まず、専決処分を行いました理由につきましては、令和7年6月29日（日曜日）、

午後4時頃、激しい雷雨によりまして、ゆのまえ温泉湯楽里のエアコン、荷物用昇降機、防災監視システムが故障いたしました。この施設は、いずれも町が整備した施設になります。特に防災監視システムは、火災発生時に自動的に警報音等を発し、お客様の避難を促す重要な設備であります。また、エアコンもこの酷暑の中、お客様をお迎えする施設としては、なくてはならない設備であるため、一刻も早い復旧が必要と判断し、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計補正予算（第5号）を令和7年6月30日付で町長の専決処分とさせていただいたものでございます。

次に、補正の総額でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,194万6,000円とするものです。

次に、事項別明細書の歳出、13ページをご覧ください。

款6商工費、項1観光費、目3観光費、節10需用費830万円を計上いたしました。先ほどご説明いたしましたとおり、落雷により、ゆのまえ温泉湯楽里のエアコン39台のうち10台が運転不能。また、荷物用昇降機と防災監視システムが正常に作動しなくなりましたので、その修繕料となります。

次に、歳入です。12ページをご覧ください。

款19諸収入、項3雑入、目1雑入、節2雑入に830万円を計上しました。

なお、この度の落雷に伴う修繕料は、建物災害共済金から全額支払われます。

以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**○1番（田山幸平君）** 雷というのは、誘導雷とかって、なかなか防ぎ切れるようなものじゃないんでしょうけども、何かこういった設備に対する、雷に対する対策なんかを講じられているんでしょうか。

**○企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 雷の湯楽里に対してはですね、避雷針は設置しておりました。ただそれ以上にエネルギーが強かった、大きかったということで今回の被害になったということでございます。

**○議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**○8番（倉本 豊君）** 専決でされてよかったんだと思いますが、もうちょっと詳しく説明していただきたいと申しますのもですね、10台エアコンが、10台壊れて、その防災用のあれ。何日ぐらいで復旧したのか。また、そういうところも含めて、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

**○企画観光課長（伊藤賢一郎君）** すいません。議案説明資料を今添付をさせていただいておりまして、まず空調設備につきましては、メーカーのほうにすぐに対応いただき

まして、7月の10日に完了をしているところでございます。その次に、荷物用の専用エレベーターにつきましては、まだ部品が届いておりませんが、この部分についてはですね、今は湯楽里側のスタッフのほうで、料理を運ぶエレベーターということで、2階のほうに持っていくということで今行っていただいております。また自動火災報知機設備につきましては、一応今鳴っておりませんが、当直を含めて、避難防災関係の訓練をしておりますので、そういった形で対応させていただいているところでございます。

**○8番（倉本 豊君）** ということはエアコンが完了ただけで、ほかはまだということですね。もう見通しはわかっとつとですか。

**○企画観光課長（伊藤賢一郎君）** それぞれちょっとメーカーと今協議をしております、納品の時期はまだ未定でございます。ちょっと湯楽里側にはですね、不自由をかけるところも、お客さんもなんですけれども、安全管理を含めまして、特に料理につきましては食中毒関係もございますので、その付近を徹底してまいりたいと思っております。

**○議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号、「専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第5号）」）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

-----○-----

#### **日程第4 議案第55号 物品購入契約の締結について**

**○議長（金子光喜君）** 日程第4、議案第55号、「物品購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第55号、物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町会議用タブレット端末の購入について、物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○総務課長（西村洋一君）** 議案第55号、物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

1. 契約の目的は、湯前町会議用タブレット端末の購入でございます。
2. 契約の方法は、一般競争入札をとりました。
3. 契約の金額は614万2,851円でございます。
4. 契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡多良木町大字多良木1122番地2  
名称：宮本電器株式会社  
代表者氏名：代表取締役 宮本 博光 氏でございます。

なお、次のページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**○2番（吉田精二君）** 仮契約書1の物品名及び数量の中に、MDMライセンス、3月分ですかね、でありますけども、これは3月分でもよろしいのでしょうか。

**○総務課長（西村洋一君）** 納入期限をここに書いておりますが、令和7年12月26日を見込んでおります。それ以降の1月から3月までの3か月分ということになります。

**○2番（吉田精二君）** ということになると、来年度になればまた12か月分のライセンスということになるのでしょうか。

**○総務課長（西村洋一君）** お見込みのとおりでございます。

**○議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、「物品購入契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

**○議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第5 議案第56号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第56号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第56号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R4災補道第525号、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第3工区）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第56号、工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の1億6,562万6,143円を変更後において、426万5,971円減の1億6,136万172円とするものです。

主な変更理由につきましては、大雨などの天候不良や発災からの年数経過の影響により、現場状況が変わりまして、法面工において植生工、コンクリート吹付工及びモルタル吹付工の施工面積が減となるものでございます。

契約の相手方については、変更前と同じです。

2ページには、仮契約書を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○6番（森山 宏君） 久々で工事請負金額の変更ということで減額っていうのを久々見たもんですから、これ工種の変更とかおっしゃって吹付工なり、植生工なりをおっしゃったですけども、近年単価が上がって増額、増額やったで、もう課長が新任になって頑張っただけ減額になったのかなとは思いますが、大幅な原因っていうのは、多分単価は上がっているんですけども、こんだけの金額が減額になるっていうことは、大幅な変更といいますか、工種変更なのか、延長変更なのか、多分これ災害復旧だと思いますので、原則とかけ離れた工種変更はないと思いますけども、こんだけの減額になった理由をちょっと詳細に教えていただければ。

○建設水道課長（高木堅介君） 説明いたしました工種の変更ではなくて、法面工の中の3つありました、植生工とコンクリート吹付工とモルタル吹付工。この工種の施工面積が減ったということでございます。工種の変更はありません。

○6番（森山 宏君） 平米数が減ったということは、災害の大前提である現状を復元するという観点からいきますと、施工面積が減ったっていうのは、災害箇所が面積が減ったというふうなことでしょうかね。面積は不変不朽ですので。

○建設水道課長（高木堅介君） ここ町道猪鹿倉横谷線、旧国道ですね、横谷峠に通じる、この道路が崩落して、その道路の復旧をしております。その道路の下のほうの法面の施工についての面積が減ったということでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第57号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第57号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第57号、令和7年度湯前町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ758万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ44億7,953万円とするものでございます。

公共施設や公用車の故障等が重なりまして、それらの修繕料をはじめ、第5次地域福祉計画と第6次地域福祉活動計画の策定年度にあたり、策定業務委託料等を計上させていただいております。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第57号、湯前町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

事項別明細書の歳出11ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節11 役務費に7万1,000円を計上しました。これは運転記録証明書申請手数料でして、当初予算では、2つ下の欄、節13 使用料及び賃借料に誤って計上しておりましたので、予算の組み替えを行うものです。誠に申し訳ございませんでした。

節12 委託料に14万7,000円を計上いたしました。これは職員の給与帳票作成仕様変更におけるシステム改修委託料でして。このシステム改修により、職員の事務の効率化が図られるとともに、給与に関する紙の印刷も約10分の1程度減少が見込まれますので、ペーパーレスの推進にも繋がり、費用対効果は十分見込まれるものと考えております。

目5 財産管理費、節10 需用費に93万6,000円を計上しました。これはドローン破損による修繕料でして、職員による点検を兼ねた訓練飛行を行った際、メーカーの見立てでは、機体の降下速度と風の関係で降下速度が速くなったことで安全装置が起動し、機体が緊急着陸モードに入ってしまう、制御不能のまま着陸した際に破損したものでございます。今後はドローンの特性や操作に関する知識を深めるとともに、飛行訓練をさらに積みまして、事故防止に努めてまいりたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。なおこの収入の財源は全額保険で支払われます。

目6 公有林管理費、節10 需用費に6万円を計上いたしました。これは、農林振興課で使用しております、公用車の修繕料でして、台座が故障し運転できなくなっておりますので、急ぎ修理したいと考えております。

目11 電算情報管理費、節10 需用費に34万円を計上いたしました。これは議員の皆様と職員用の会議用のタブレット導入に伴いまして、タブレットをより効果的に活用するためのタッチペンを購入させていただきたいと考えております。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節12 委託料に302万円を計上いたしました。これは令和8年度からスタートする、第5次地域福祉計画と第6次地域福祉活動計画を令和7年度中に改定しなければなりませんので、その策定業務委託料となります。

目2 老人福祉費、節1 報酬5万4,000円と節8 旅費2万円を計上いたしました。これは高齢者サービス調整チームの委員報酬と委員費用弁償でございまして、この委員会は、高齢者生活福祉センター及び養護老人ホーム入所希望者の判定に係る会議を行うもので、当初予算では、例年の実績で年4回分を見込んで当初予算に計上しておりましたが、令和7年度は、年度初めから相談件数が多くなっておりまして、現在すでに3回が開催されており、不足することが見込まれることから、追加で3回分の予算を計上したものでございます。

目 3 社会福祉施設費、節 10 需用費 166 万 6,000 円を計上いたしました。高齢者福祉センター湯愛の居住部門の緊急時対応ナースコールが故障しましたので、このナースコールは命に関わる問題でもあり、急ぎ取り替えを行うため計上いたしました。

12 ページをご覧ください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農地費 6 万 6,000 円は、二溝地区農業経営高度化支援事業のソフト事業分に対し、県の農業経営高度化支援事業補助金が 55 パーセント交付されるということでございましたので、一般財源から財源の更正を行います。

目 6 農村環境改善センター管理費、節 10 需用費 27 万 8,000 円は、改善センターの誘導灯 3 機が消防設備点検で不備が指摘されましたので、LEDタイプに付け替えるための修繕料を計上いたしました。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 10 需用費 12 万 3,000 円は、時の公園の時計塔ですが、ソーラータイプの電波時計ということで、修理できる業者がなかなか見つからず、長らく故障したままとなっておりますが、直接電源を引く方法に変え、修理できることが判明しましたので、修繕料を計上いたしました。

目 3 観光費、節 10 需用費に 9 万 1,000 円を計上いたしました。これは企画観光課で使用しております公用車のエアコンが故障いたしましたので、その修繕料となります。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 10 需用費に 7 万 5,000 円を計上いたしました。これは建設水道課で使用しています公用車の修繕料でして、職員が現場に向かう際に自損事故を起こしてしまいました。その修繕料となります。今後は職員に対して、さらなる安全運転の励行を指導してまいります。誠に申し訳ございませんでした。なおこの財源は全額保険から支払われます。

款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 2 公民館費、節 10 需用費 29 万 7,000 円を計上いたしました。これは中央公民館の誘導灯 4 機が消防設備点検で不備が指摘されましたので、こちらも LEDタイプに付け替えるための修繕料となります。

節 18 負担金補助及び交付金に 7,000 円を計上いたしました。これは郡公連研修参加負担金でありまして、会場が湯前町で開催されることになり、2名参加する必要が生じたため、負担金を計上いたしました。

項 5 保健体育費、目 3 給食費、節 10 需用費 47 万円を計上いたしました。これは給食調理場の洗浄室の水漏れと洗浄機及び冷蔵庫が故障いたしまして、それぞれ修繕を行うものであります。

歳入です。10 ページをご覧ください。

先ほどの歳出の説明の際に説明したものの以外のものご説明いたします。

款 19 繰越金に、今回の補正財源として 650 万 9,000 円を計上いたしました。

以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○6番（森山 宏君） 今の課長が説明されました、農村改善センターと公民館ですか、誘導灯の修繕で60万円ほど、2か所であがっていますけども、この消防署の指摘によりやったのですかね、ちょっと文節的にわかんないんですが、これ工事して、完工をしている物件ですよね、業者が間違いなく施工して完工を認めたはずなのに消防法に適していない器具だったので、取り替えをしたということですかね。

○教育課長（赤池寛子君） 中央公民館及び改善センターの消防設備点検につきましては、消防署ではなくて、人吉防災のほうに消防設備の点検を委託しております。年2回実施しております消防設備の点検で、誘導灯の電気が切れているというところを指摘されまして、蛍光灯でこれまで行っておりましたけれども、電気が切れることが多いので、LEDに工事をしたほうが良いということで今回あげたものでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（味岡 恭君） 12ページのですね、給食費についてちょっとお尋ねをします。先に議長に承認をもらいたいんですが、この修繕料のことについての質疑じゃなくて、給食費の費用の問題について質問したいんですがよろしいでしょうか。費用ちゅうか、お金が足りるのかなと思ってちょっと心配してるんですけど、今よろしいでしょうか。

○議長（金子光喜君） そのことに関しては、議場ではなくて別の場でもできると思いますので。

○7番（味岡 恭君） 私が言いたいのは、予算を組んであるものですから、その予算が足りるのかなと、この物価高騰によりですね、予算が足りていくのか、町長にお尋ねをしたかったです。良かならばよろしいでしょうか。

○議長（金子光喜君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時33分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」

を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### **日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**○議長（金子光喜君）** 日程第7、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

**○議長（金子光喜君）** 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

**○議長（金子光喜君）** 令和7年第7回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時38分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員